

甲賀市男女共同参画の
まちづくり懇話会委員募集

市では、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会づくりの推進に関する事項を調査・審議する「甲賀市男女共同参画のまちづくり懇話会」を設置しています。

市民の皆さんから、さまざまなご意見・ご提案などをお聞きし、ともに考え、男女共同参画推進の施策に反映させるため、懇話会委員を募集します。

●応募資格
市内在住の満20歳以上の方(ただし、国や地方公共団体の議員や常勤の公務員の方は応募できません。)

●募集人数 5人以内
●委員任期 平成21年6月～平成23年3月

●主な仕事
懇話会は、この公募で選ばれた市民と学識経験者など10人以内で構成されます。委員は、年4回程度の会議に出席して、甲賀市における男女共同参画社会づくりの推進に関する事項について、調査・審議・提言などをしていただきます。

なお、委員には職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務が課せられます。

●応募方法

人権推進課または各支所に備え付けの「甲賀市男女共同参画のまちづくり懇話会委員応募用紙」に必要事項をご記入の上、郵送、持参、ファックスまたはEメールで下記へ提出ください。

●募集期間
5月1日(金)～15日(金)

(応募用紙を持参する場合は、土・日を除く執務時間にお越しください。郵送の場合は、5月15日到着分までが有効です。)

問い合わせ・申し込み **人権推進課 人権政策担当** 〒528-8502 水口町水口6053番地
☎ 65-0695 ☎ 63-4582 Eメール koka245000@city.koka.lg.jp

赤ちゃんの健やかな成長と
楽しい子育てを応援

こんにちは赤ちゃん事業



市では、概ね生後3か月のお子さんがおられるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安を少しでも解消し、地域で安心して楽しく子育てしていただけるよう、「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。

地元の民生委員児童委員(主任児童委員)が訪問し、「おめでとう」の気持ちとともに子育てに役立つ情報等をお届けします。育児に関する相談や、相談機関の紹介もしますので、お気軽にご相談ください。

訪問は、事前に電話等で連絡し、ご都合の良い日にお伺いします。訪問日程は次のとおりですが、里帰り出産等で長期不在になる場合は、時期をずらして訪問します。

訪問月	訪問対象児(誕生日)
平成21年 5月	平成21年 2月生
平成21年 6月	平成21年 3月生
平成21年 7月	平成21年 4月生
平成21年 8月	平成21年 5月生
平成21年 9月	平成21年 6月生
平成21年10月	平成21年 7月生
平成21年11月	平成21年 8月生
平成21年12月	平成21年 9月生
平成22年 1月	平成21年 10月生
平成22年 2月	平成21年 11月生
平成22年 3月	平成21年 12月生

問い合わせ **社会福祉課 家庭児童相談室**
☎ 65-0660 ☎ 63-4085

安心して市民活動を～市民活動総合補償制度～

市では、ボランティア活動や清掃活動などに参加される方やその主催者の方が、安心して活動できるよう、市民活動中の事故を市が補償する「市民活動総合補償制度」を実施しています。

療を要するけがをした場合

区分	給付限度額
死亡	1名 200万円
後遺障害	1名6～200万円
入院	1名1日3,000円(180日限度)
通院	1名1日1,000円(90日限度)

入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度

補償制度の対象となる活動

活動場所が市内にあり、5人以上の共通の目的を持った市民による継続的・計画的な活動が対象となります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象外です。

補償内容

【賠償責任保険】

市民活動団体が活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合や、財物に損害を与え法律上の損害賠償を負った場合

区分	てん補限度額
対人賠償	1名 6,000万円 1事故 2億円
対物賠償	1事故 100万円
受託品賠償	1事故 100万円

1事故につき、
20,000円は免責
で自己負担

【傷害保険】

市民活動団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障がいや被ったり、または入院、通院による治

対象とならない事故

- ・指導者や参加者の故意による事故
- ・地震や洪水などの自然災害による事故
- ・暴動、騒ぎ、労働争議による事故
- ・無資格運転や酒酔い運転
- ・スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- ・山岳登坂、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- ・施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- ・けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害
- ・他覚的症候のないむち打ち症や腰痛

活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」をご提出ください。

事故が発生したら

事故が発生した場合、必ず2週間以内に、その活動に関係する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

麻しん・風しん
混合予防接種を実施

保育園・幼稚園年長児
小学1年生 高校3年生
の方を対象に



はしか(麻しん)は感染力の大変強い感染症です。自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも予防接種は大切です。予防接種を受けたいことがない方ももちろん、1回受けたことがある方も、2回目の予防接種を受けましょう。

▼費用

無料(接種期間を超えますと1万円程度の自己負担が生じます)

▼実施医療機関・予約方法

医療機関によって異なります。送付してあります通知文書、または、健診・予防接種カレンダー(P21～23)をご確認ください。

▼持ち物

予診票、本人の確認が出来る健康保険証、母子健康手帳

▼対象者
・保育園・幼稚園年長児(平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ)
・小学1年生に相当する年齢の方(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)
・高校3年生に相当する年齢の方(平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ)

▼期間

平成22年3月31日まで
(各医療機関診察期間内)
※体調の良い時期で、早期の接種をお勧めします。

問い合わせ

保健介護課 健康支援担当
☎ 65-0703
☎ 63-4085